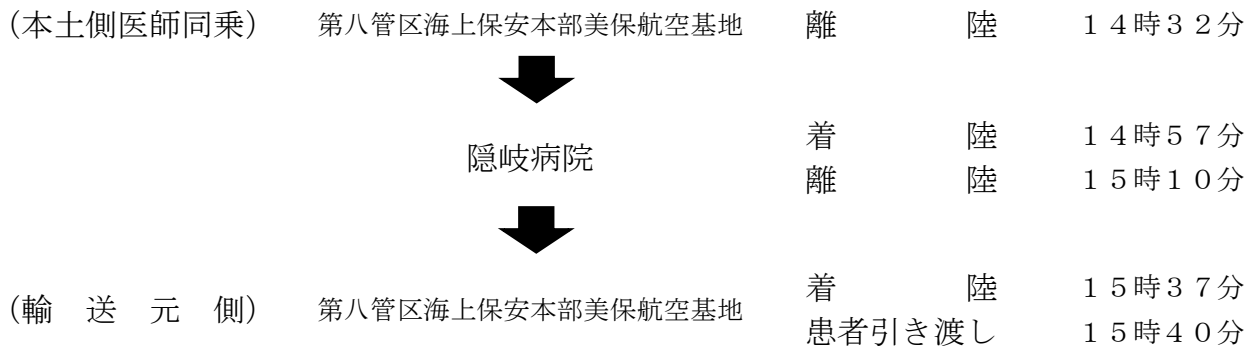


緊急患者搬送に係る航空機の派遣要請について

5月28日(木)12時43分、隠岐広域連合消防本部から緊急患者搬送に係る航空機の派遣要請があり、島根県は第八管区海上保安本部長に対して下記により派遣の要請を行いました。

記

- 1 要請日時 令和8年5月28日(木)13時46分
- 2 要請機関名 第八管区海上保安本部
- 3 要請理由 緊急に高次医療機関へ搬送を必要とする患者が発生し、患者搬送要請がありましたが、防災ヘリコプターは低雲高による視程不良で運航不可のため、第八管区海上保安本部へ要請し受諾していただきました。
- 4 要請資機材等 航空機1機(MH961 みほづる1号)及びその要員
- 5 要請元医療機関 隠岐病院
- 6 輸送経路



【参照】本年 実績内容(緊急患者搬送)

輸送実施機関		搬送回数	患者数	その他回数 (血液等)	不搬送回数	合計
防災ヘリコプター		14	14			14
航空自衛隊美保基地		4	4			4
第八管区 海上保安本部	航空機	3	3		1	4
	巡視船					
その他機関						
合計		21	21		1	22

(今回を含む。)